

国保  
豆知識①

# 高額療養費の支給

入院して医療費の支払が大変！何とかならないの？

同じ病院の同じ診療科に同一月内に支払った医療費の自己負担額が、一定の基準(自己負担限度額)を超えたときは、あとでその超えた額を高額療養費として、国保から世帯主に支給します。

※医療費は、同じ医療機関でも医科と歯科は別計算です。また、入院と外来も別計算となります。

ただし、70歳未満の人については、2万1,000円以上の自己負担額を複数支払った場合、それらを合算して自己負担限度額を超えた部分を支給します。

## ●領収証は必ず保管してください

高額療養費の支給に該当する世帯には、診療を受けた月の通常約3カ月後に手続きのお知らせハガキを郵送します。手続きには、医療機関に支払った自己負担額の領収証(レシート)が必要ですので、領収証は必ず保管しておいてください。

国保  
豆知識②

# 退職者医療制度

長い間会社や役所などに勤め、退職して国保に加入した人は、老人医療または老人保健法医療制度の適用を受けるまでの間、「退職者医療制度」による医療を受けることになります。

## ●一般の被保険者とどう違うの？

退職者医療制度に該当する人も保険料額や医療機関で支払う自己負担額(1割～3割)は一般の被保険者と同じです。

しかし、医療費については、自己負担額を除く公費負担分(7割～9割)は被用者保険(社会保険・共済保険など)からの拠出金でまかなわれるため、国保の医療給付費の支出が減り、結果として国保全体の保険料を低く抑えられます。ですから、次項の条件に該当する人は必ず届出をしてください。

## ●どんな人が対象になるの？

次の条件にすべて該当する方とその扶養家族です。

- (1)国保に加入している人
- (2)老人保健制度の適用を受けていない人
- (3)厚生年金や各種共済組合などの老齢(退職)年金受給者で、その加入期間が20年以上あるか、40歳以上の加入期間が10年以上ある人(国民年金の期間は含みません)

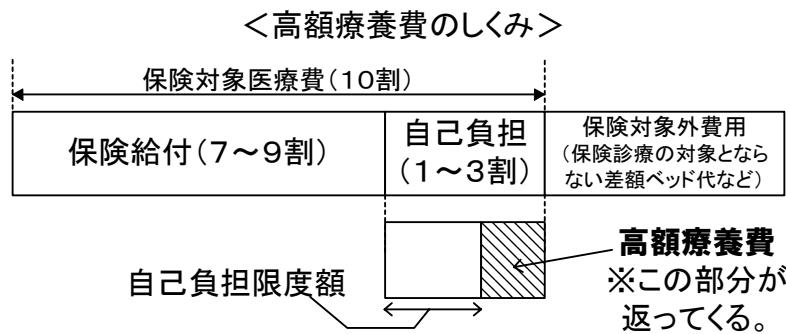
## ●届出はどうするの？

年金証書を受け取って14日以内に、市役所、支所、アクタ西宮ステーション、サービスセンターの国保窓口へ保険証に年金証書を添えて届け出してください。

※退職者医療制度についてのお問い合わせは、  
資格・賦課チーム(電話0798-35-3117・3118)まで。

## 国保に関する問い合わせ先

- ◆加入・脱退・保険料について  
資格・賦課チーム 0798-35-3117・3118
- ◆高額な医療費・各種給付について  
給付チーム 35-3120
- ◆納付書・口座振替について  
収納チーム 35-3156
- ◆分納などの納付相談について  
収納対策チーム 35-3155  
滞納整理チーム 35-3091



## ●医療費が高額で支払が困難な時

### ～高額療養費貸付制度をご利用ください～

高額療養費の決定には病院等から提出される書類の審査を経て行うため、医療機関に自己負担額を支払ってから高額療養費が支給されるまでに早くても3カ月以上かかるから、医療費が高額な場合は家計のやりくりが大変になることがあります。

このような場合、高額療養費貸付制度を利用することができます。この制度は、名称は「貸付」となっていますが、実際には高額療養費として利用者に支払うべき額を市から直接医療機関に支払うものです。利用者は、医療機関に自己負担限度額のみを支払えばよいことになります。

ただし、利用にあたっては医療機関の同意が必要となります。また、保険料を滞納していないことが条件です。

※国保の高額療養費の支給や高額療養費貸付制度についてのお問い合わせは、給付チーム(電話0798-35-3120)まで。  
※老人保健法医療受給者に該当する人は、国保と手続きが異なります。お問い合わせは医療助成グループ(電話0798-35-3188)まで。

## 保険料は口座振替で

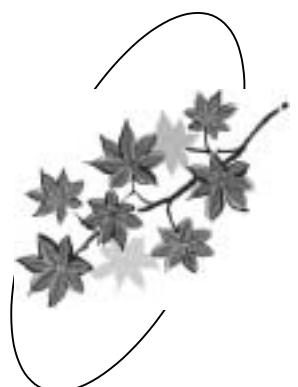
「あっ、忘れていた。」「わざわざ行くのは面倒だ。」「なかなか時間がない。」こんな人は、口座振替納付が便利です。

お手続きは、市内の金融機関・郵便局に備え付けの口座振替依頼書により窓口でお申ください。一度手続きすれば翌年以降も自動的に継続されます。

### 【手続きに必要なもの】

- ①預・貯金通帳
- ②預・貯金通帳の届出印
- ③保険証(その他被保険者証番号のわかるものでも可)

※お問い合わせは収納チーム(電話0798-35-3156)まで。



## 国保の窓口変更のお知らせ

これまで市役所本庁舎1階にある国保の窓口(9番窓口)は、手前から「収納」、「資格・賦課」、「給付」の順でしたが、10月12日から下図のとおり「資格・賦課」、「給付」、「収納」の順に変わりましたのでお知らせします。

